

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	肝炎対策基本法による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

肝炎対策基本法による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務で取り扱う特定個人情報は、申請者並びにその家族等の機微なプライバシーに係る情報であることを認識し、特定個人情報が記録されている医療費助成システムについては、ログインにパスワード管理を行い、操作を特定の職員に限定する等の対策を実施することで、情報漏えいを防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和7年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎対策基本法による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 長崎県肝炎治療特別促進事業実施細則に規定に基づき、B型及びC型ウイルス性肝炎患者に対する治療であるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成申請について審査を行い、適正と認められる場合は認定し、申請者に対し肝炎治療受給者証を交付する。 2 特定個人情報を使用する事務の内容 (1)医療給付申請の受理 (2)対象患者の認定 (3)自己負担限度額階層区分の認定 (4)肝炎治療受給者証の交付 (5)受給者証の再交付 (6)受給者証交付申請事項等の変更
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費助成システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。)第9条第1項に基づく準法定事務省令の表4の項 ○番号法第9条第2項(利用範囲) ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長崎県条例第59号。以下、番号利用等条例という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月22日長崎県規則第43号)第5条 ○住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第30条の15第1項第2号(本人確認情報の確認) ○長崎県住民情報台帳法施行条例(平成14年3月27日長崎県条例代8号)第3条(本人確認情報の利用)別表第1の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 ○番号法第19条第8号,第9号(特定個人情報の提供の制限) ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県福祉保健部 地域保健推進課
②所属長の役職名	地域保健推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県福祉保健部地域保健推進課 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県福祉保健部地域保健推進課 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認をおこなった上で、マイナンバーの紐づけをおこなう。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 他課へ情報照会をおこなう場合、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを徹底する。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ いつ時点の計数か	2018/5/31	2019/5/31	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項	○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和4年7月15日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長崎県福祉保健部医療政策課	長崎県福祉保健部感染症対策室	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療政策課長	感染症対策室長	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長崎県福祉保健部医療政策課	長崎県福祉保健部感染症対策室	事後	
令和4年7月15日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	長崎県福祉保健部医療政策課	長崎県福祉保健部感染症対策室	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ いつ時点の計数か	2019/5/31	2023/5/31	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長崎県福祉保健部感染症対策室	長崎県福祉保健部 地域保健推進課	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策室長	地域保健推進課長	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長崎県福祉保健部感染症対策室 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466	長崎県福祉保健部地域保健推進課 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	長崎県福祉保健部感染症対策室 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466	長崎県福祉保健部地域保健推進課 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-895-2466	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和7年10月7日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。)第9条第2項(利用範囲) ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長崎県条例第59号。以下、番号利用等条例という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月22日長崎県規則第43号)第5条 ○住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第30条の15第1項第2号(本人確認情報の確認) ○長崎県住民情報台帳法施行条例(平成14年3月27日長崎県条例代8号)第3条(本人確認情報の利用)別表第1の14の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。)第9条第1項に基づく準法定事務省令の表4の項 ○番号法第9条第2項(利用範囲) ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長崎県条例第59号。以下、番号利用等条例という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月22日長崎県規則第43号)第5条 ○住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第30条の15第1項第2号(本人確認情報の確認) ○長崎県住民情報台帳法施行条例(平成14年3月27日長崎県条例代8号)第3条(本人確認情報の利用)別表第1の14の項	事後	R6.5月～準法定事務
令和7年10月7日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 ○番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限) ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第1の3の項	事後	
令和7年10月7日	II いつ時点の計数か	2024/11/1	2025/4/1	事後	